

介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（略）

（老人福祉法の一部改正に伴う経過措置）

第十一条 第二条の規定による改正後の老人福祉法（以下「新老人福祉法」という。）第十四条の四第一項の

規定は、施行日の前日までに第二条の規定による改正前の老人福祉法（以下「旧老人福祉法」という。）

第十四条の規定による届出がされた認知症対応型老人共同生活援助事業を行う者については、平成二十七年四月一日以後に受領する金品から適用する。

2 新老人福祉法第十四条の四第三項の規定は、認知症対応型老人共同生活援助事業が行われる住居に施行日以後に入居した者に係る前払金について適用する。

3 新老人福祉法第二十九条第六項の規定は、施行日の前日までに旧老人福祉法第二十九条第一項の規定による届出がされた同項に規定する有料老人ホームについては、平成二十七年四月一日以後に受領する金品から適用する。

4 新老人福祉法第二十九条第八項の規定は、同条第一項に規定する有料老人ホームに施行日以後に入居した者に係る前払金について適用する。

（略）